

開催日:平成16年3月25日

会議名:平成16年第1回定例会(第5日 3月25日)

■ 食の安全体制の確立とその推進

橋本紀子議員

市民連合議員団の橋本紀子でございます。私は、高槻市における食の安全体制の確立とその推進について質問させていただきます。食の問題は言うまでもなく、私たち市民の健康生活に直結し、ひいては命にかかわる問題でもあり、暮らしの安全と安心にとって大変重要な課題です。その食については、近年我が国では、経済社会の発展に伴って、飽食の時代と言われるほど食生活が豊かになり、また、科学技術の進歩により食品の製造技術の高度化、食品流通の広域化、国際化、そして、それに伴う輸入食品の増加が進むなど、食生活を取り巻く環境は大きく変化しています。しかし、このように一見、豊かに見える食環境の中であって、2001年に、我が国で初めて確認された牛海綿状脳症—BSEの発生を初め、輸入食品の残留農薬問題、国内における無登録農薬の使用、さらには産地偽装や食品添加物表示の偽装など、食の安全を脅かす事件が相次いで発生して、国の食糧政策のあり方や食を供する側のモラルが根本的に問われる中で、国民の食品の安全性に対する信頼は著しく失墜し、不安や不信の中にあると言っても過言ではありません。このような状況を受けて、国は、食の安全確保と信頼回復を図るため、昨年5月、国民の健康保護が最も重要であるという基本認識のもとに、食品の安全性の確保を基本理念とした食品安全基本法を制定し、7月には、主として食品健康影響評価—リスク評価を行う食品安全委員会を設置しました。また、これに伴って食品衛生法の一部改正を行い、食品衛生法の目的規定を見直して、国民の健康の保護を図ること、と規定するとともに、食品衛生についての国、地方公共団体及び食品等事業者の責務の明確化や、農薬等の残留規制の強化、安全性に問題のある既存添加物の使用禁止等、規格基準の見直しと、あわせて関連法の一部改正を行いました。このように食品をめぐる国の動きが大きく変化する中で、大阪府は全国的にも早く国を先駆ける形で食に関する施策を整備しました。基本法制定前の2003年4月には、大阪府食の安全・安心推進委員会を設置し、従来の食品衛生課を食の安全推進課と改称するなど、天下の台所にふさわしく、食に対する府民の不信感を払拭することを明らかにしました。さて、このような状況下、時を重ねて、高槻市は中核市に移行し、これらの行政組織に大きく関係する保健所業務が市に移管されました。まさに、その体制を整えつつある中で、SARSの発生、そして今回の京都府で発生した高病原性鳥インフルエンザの影響を受けて高槻市でも移動制限地域指定を受ける事態になりました。私は、高槻市が中核市移行以来、この間の、保健所の業務執行は大変なものがあったと推測いたし

ます。とりわけ、このSARSや鳥インフルエンザに対して、その迅速な危機管理対応については大きく評価したいと思います。そして、このようなときであるからこそ、保健所に対する市民の期待も、ニーズも大変大きいのではないかと思います。食の問題は、農林水産業政策、環境政策などと密接に関係し合う大きな課題ですが、私は、今回、高槻市が昨年中核市に移行することによって、保健所業務が大阪府から移管されたことにかかわるところでの課題についてお聞きしたいと思います。昨年の移管から1年間の、高槻市保健所における食の安全についての取り組みについて、また、国、府の施策との協力体制と連携についてお聞かせください。以上が1問でございます。よろしくお願いいたします。〔健康部長（清水怜一）登壇〕

健康部長（清水怜一）

橋本紀子議員の食の安全体制の確立と推進についてのご質問にご答弁を申し上げます。まず、1点目の、保健所における食の安全に対する取り組みについてでございますが、食の安全性を確保し、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することにより市民の健康を保護するため、保健所では各種の事業を実施いたしております。食品衛生法に基づく飲食店等の事業者に対する営業許可や届け出事務を適正に処理するほか、飲食店を初め、大規模製造業、大量調理施設等に対しまして、食中毒など食品による危害の発生を防止するための監視指導を行っております。また、市民の皆様方からの食品に関する各種の相談や苦情に応じているほか、必要な場合には施設への立入調査を実施するとともに、喫食調査や便、吐物などの細菌検査を行い、原因の究明に当たっているところでございます。食品衛生に関する啓発事業といたしましては、広報紙やホームページを活用し、情報の提供に努めるとともに、食中毒が多発する夏場には市民団体と連携して食中毒予防キャンペーンを行い、食の安全についての呼びかけをいたしております。また、食品関係事業者に対しましては、食品衛生講習会などを通じて食の安全確保の徹底の啓発を行っているところでございます。さらに、平成16年度からは高槻市食品衛生監視指導計画に基づき、適正な監視指導を実施していくことといたしております。この計画は厚生労働大臣が定める食品衛生に関する監視指導指針に基づいて、広く市民の皆様方からいただいたご意見を参考に作成をいたしましたもので、食にかかわる各業種ごとの事業者に対して、重点的、効果的かつ効果的な指導を実施するというものでございます。次に、2点目の、国や大阪府との連携についてでございますが、保健所といたしましては、国の食品安全委員会が主催する会議や大阪府食の安全・安心府民会議に出席して情報収集に努めるとともに、大阪府域5府市連絡会議に参画し、積極的に食品衛生に関する対策の協議や情報交換などを行い、緊密な連携を図っております。また、近年、輸入食品を初めとして、広域かつ大量に製造、流通、販売、消費される食品が多数存在しております。このような食品について、違反が発見され、身体的危害の未然防止など緊急措置を必要とする場合には、国や大阪府、関係自治体間の緊急連絡網を活用し、情報の共有化を図り、直ちに違反食品の回収、廃棄等の

措置を行う体制の確保に努めているところでございます。保健所では、こうした各種の事業を実施する中で、食の安全に対する取り組みを一層強化してまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

橋本紀子議員

それでは、2問目ですけれども、食品衛生監視指導計画についてのご答弁がございましたので、それにつきましてお伺いしたいと思います。食品衛生法の改正によりまして、都道府県知事、それから保健所を設置する市の市長は、食品衛生監視指導計画の策定と公表が義務づけられました。また、広く住民の意見を求めるリスクコミュニケーションの明確化がなされましたが、高槻市では食品衛生監視指導計画はどのような組織で策定され、またどのような形で市民の意見を求められたのかお聞かせください。次に、食品衛生法の改正によりまして、監視検査体制の強化についても規定されました。昨年5月に行われましたインターネット府政モニター、ネットパルアンケートの食の安全・安心についての府民調査によりますと、70.5%の方が現在流通している食品が安全・安心と思わないと答えておられます。そして、安全だと思うと答えた方はわずか0.4%でした。安全と思わない理由としては、農薬不正使用が73.2%、添加物の不正使用が62%、偽装表示が60.8%となっています。さらに、食の安全・安心確保のために何が必要かとの問いに対しては、行政による監視強化が44.8%となっています。また、消費者による監視強化なども上げられています。このような状況を踏まえて、高槻市においては監視検査体制をどのように強化されるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

健康部長(清水怜一)

まず、1点目の、平成16年度の高槻食品衛生監視指導計画の策定経過についてでございます。市民代表、各種団体代表、市議会議員、専門家、学識経験者、並びに警察署長などの委員で構成されます、17名から成る保健所運営協議会の皆様方にご意見をお聞きする中で計画案を作成したところでございます。さらに、市民の皆様方に広くご意見をいただくためにパブリックコメントを実施したところ、ご意見といたしましては、施設や食品表示についての監視指導のあり方、野菜の残留農薬などの食品収去検査の実施計画、違反発見時の対応、食品衛生監視員の確保、高槻市としての独自の対策など、計10件の意見をお寄せいただいたところでございます。そのうち、違反発見時の当該品目、また事業者名の公表につきまして最終案に反映させていただいております。今後とも、行政からの一方向的な情報の発信にとどまることなく、双方向でのリスクコミュニケーションの具体化に努めてまいりたいと考えているところでございます。次に、2点目の、食品衛生監視及び検査体制の強化についてでございます。ご質問にございました、府民調査、食の安全・安心についての調査結果も勘案いたしまして、平成16年度の高槻市食品衛生重点監視指

導項目として、食品の表示に関する検査を計画いたしております。さらに、食品の収去検査として、食品添加物や残留農薬の検査を実施する予定といたしております。なお、4月には平成16年度高槻市食品衛生監視指導計画を市民の皆様方に広報し、ホームページを通じて公表し、食品の安全性について信頼感の向上に努めてまいり所存でございますので、よろしくお願いいたします。

橋本紀子議員

2問目の1番についてのお答えですが、基本法でも、消費者は施策について意見を表明するように努めることによって食品の安全性の確保に積極的な役割を果たす、とあります。高槻市では、リスクコミュニケーションとして、食品衛生監視指導計画の作成にかかわる素案に対してパブリックコメントを求められて、そして、それを修正案の中に盛り込んで、情報公開し、計画、作成を進めてきたということです。しかし、その方法としては、ホームページや広報紙による説明ということでございますから、一方的な情報提供にとどまってしまう。今、ご答弁にもありましたように、関係者相互間の情報や意見の交換の促進を図るためには、やはり双方向のコミュニケーションの場の設定が必要だと思います。今後、その実施についてぜひ実現していただきますよう要望いたします。また、監視項目の検査の中で今ご答弁がありました、府の方はエコ農産物の推進を行っておられますので、これに伴って遺伝子組み換え農産物についても検査対象とされていると思います。高槻市においてもその実績がございますので、ぜひ今後ともこれを進めていただきたいというふうに思います。それから、広報・啓発事業についてでございますが、食品関係事業者に対して食品衛生講習を行っていただいているということです。ネットパルでの府民調査では、食への不信を招いた原因と考えられる理由として、85%もの人が生産者や企業のモラル低下と答えています。また、食の安全確保にはトレーサビリティの実施が必要という答えが49%もございました。講習会や啓発活動においては、これらにこたえるためのプログラムをぜひ導入していただきたいと思います。また、今後の予防と対応策におきましては、国による食の安全ダイヤル、府では、食の安全・安心というホームページなどのように、市民にわかりやすい通年的な啓発活動を含めて、広報活動が大事になってくると思います。さらなる充実をお願いしたいと思います。また、ことし、高槻市では緊急対策として、鳥インフルエンザ高槻市対策会議が設置されました。食品安全基本法では、関係行政機関の相互の密接な連携をうたっており、複数の部にまたがる食品行政を総合的かつ効果的に推進するには組織体制の強化充実は不可欠だと思います。基本法では、緊急事態への対処、発生の防止に関する体制の整備を基本方針としていますが、これは日常的に組織されていることが必要だと思います。大阪府食の安全・安心推進委員会は、知事を筆頭に教育長をも含む構成になっています。高槻市においても、横断的に対応できる組織整備の推進を進めていただきたいと思います。最後になりますが、国の食品安全モニター制度による、食品安全行政に関する意見の随時報告や情報提供による施策への反映、また府

の食品表示ウォッチャーによるモニターなどのように、高槻市民の声を受けとめるシステムとして、市民の力の活用も今後ぜひ進めていただきたいと思います。課題山積ではありますが、中核市移行での保健所に対する食品行政にかかる市民の期待も大変大きいと思います。食への信頼回復と、市民の暮らしの安全・安心に対する期待に十分にこたえていただく体制の推進を要望して、質問を終わります。ありがとうございました。